

# 規制シート

(別紙1)

070196001050004

平成28年1月21日

規制の名称	普通自動車乗車定員規制見直し	所管府省	警察庁
根拠法令等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条及び第85条並びに道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	交通局運転免許課長 郷治 知道
規制目的	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため。		
規制内容の概要	普通自動車を運転しようとする者は普通自動車免許を、中型自動車を運転しようとする者は中型自動車免許をそれぞれ受けなければならないところ、普通自動車と中型自動車を区分する基準の一つとして、普通自動車については乗車定員が10人以下のものと、中型自動車については乗車定員が11人以上29人以下のものとされている。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>マイクロバス等の乗車定員が11人以上の自動車は、セダン型やミニバン型の普通乗用車と比較すると一般に車体が大きく、また、乗車定員の多い自動車を運転することはそれだけ多くの人命を預かることとなることから、より高度な運転技能が求められる。</p> <p>このような理由から、11人以上の自動車を運転する際には普通免許よりも上位の中型免許以上の免許が必要とされているのであり、乗車定員の要件を緩和することは、交通安全上適当でないと考えている。</p> <p>また、平成27年中の交通事故死亡者数は4117人と、15年ぶりの増加に転じ、第9次交通安全基本計画において掲げられた政府目標を達成できなかった。このような交通事故実態を踏まえても、交通死亡事故を増加させる一因となり得るような制度見直しは困難であると考えている。</p> <p>なお、主要国の中で、乗車定員により免許を区分していない国はなく、交通事故率の低いとされる西洋諸国においては、車体の大きさが同じであっても乗車定員9人以下の自動車と乗車定員10人以上の自動車とで運転に必要な免許を区分し、乗車定員10人以上の自動車を運転するためにはより厳格な要件の免許を受けなければならないこととされている。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>